

別表三（二の三）の記載の仕方

- 1 この明細書のⅠは、法人が措置法第62条の3第2項第1号イ（土地の譲渡等がある場合の特別税率）に掲げる土地等の譲渡（令和11年3月31日以前に行うものを除きます。以下この記載要領において「土地等の譲渡」といいます。）について同条第5項の規定の適用を受ける場合又は同項の規定の適用を受けた土地等の譲渡をした法人が措置法令第38条の4第42項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定の適用を受ける場合（2に規定する場合に該当する場合を除きます。）に記載します。
- 2 この明細書のⅡは、措置法第62条の3第5項の規定の適用を受けた土地等の譲渡が同条第4項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなった場合に記載します。